

景観資源について

1 北海道環境影響評価条例

北海道環境影響評価条例技術指針（抜粋）においては下記のとおり説明されている。

「景観を形成する主要な要素」

景観を形成する主要な要素は眺望の対象である「**景観資源**」、眺める場所である「**主要な眺望点**」及び主要な眺望点からの景観資源を眺めた場合の景観である「**主要な眺望景観**」である。こうした要素の抽出は、既存資料・文献調査や聞き取り調査により行う。

景観資源

景観資源とは、不特定多数の人から見られる対象で、自然性、審美性、固有性、親近性、歴史・文化性等の観点から踏まえて抽出されるものをいう。

- ・ 自然景観・・・山岳、溪谷、海岸、河川、滝、湖沼 等
- ・ 都市景観・・・遺跡、史跡、歴史的建造物、社寺、公園、夜景 等
- ・ 農村（里地）景観・・・田、畑、原野、学校林、屋敷林、花見の名所 等

2 札幌市環境影響評価条例

「景観資源」に係る調査、予測及び評価の手法は札幌市環境影響評価条例技術指針（抜粋）では以下のとおり説明されている。

調査：自然景観及び都市景観資源等の状況を調査する。

予測：主要な景観資源の改変の程度及び内容を予測する。

評価：環境影響について現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲で、できるかぎり回避低減されており、環境の保全への配慮が適正に行われているか評価する。

3 他法令の指定の状況

景観法、札幌市景観条例の指定は受けていない。